

運 航 基 準

平成 23 年 4 月 8 日

事業者名：知多港運 株式会社

目 次

第1章	目 的
第2章	運航の中止
第3章	船舶の航行

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の中止)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断をし、発航地点付近の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象	風速	波高	視程
運航海域	12m/s 以上	1.5m 以上	800m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く）が前項に定める条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

3 船長は前2項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が800m 以下となったときは、航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(入港の可否判断)

第4条 船長は、着岸予定地点付近の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、着岸を中止し、適宜の海域での錨泊、着岸岸壁の変更その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・海象	風速	波高	視程
運航海域	12m/s 以上	1.5m 以上	800m以下

2 運行管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を公用航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置)

第5条 船長は、次の配置を定めておくものとする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、船長は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の位置並びにこれらの相互間の距離
 - (2) 航行航路（針路、変針点、基準航路の名称等）
 - (3) 通航船舶、漁船等により、通常船舶がふくそうする海域
 - (4) 船長が運航管理補助者に連絡する地点
 - (5) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
 - (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。
- 3 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航行の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、以下のとおりとする。

	知多一号	知多二号	知多三号
航海速力	10ノット	10ノット	12ノット
半速	5ノット	5ノット	5ノット
微速	3ノット	3ノット	3ノット

- 2 船長は、速力基準表を船橋の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない

(通常連絡等)

第9条 船長は、出航直後、目的地到着後及び帰港開始直後、本社に、天候、風向、風速、波浪、視程の状況、その他入港予定時刻等運航管理に必要と認める事項を連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、航行に関する安全情報等 船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第10条 船長は、入港5分前となったときは、本社の運航管理者補助者に入港予定時刻、運航管理補助者の援助を必要とする事項を連絡しなければならない。

- 2 前項の連絡を受けた運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする
- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
 - (2) 着岸岸壁付近の停泊船の状況
 - (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）

(4) その他操船上の参考となる事項を連絡しなければならない。

(連絡方法等)

第 11 条 船長と運航管理者との連絡方法は、次の方法による。

区 分	連 絡 先	連絡方法
通常の場合	会社	携帯電話
緊急の場合	同上	携帯電話

(機器点検)

第 12 条 船長は入港着岸前 100m 等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入港を繰り返す場合も同様である。

運航基準図

